

各種加算における添付書類一覧【介護予防・日常生活支援総合事業】

第1号訪問事業

LIFEへの登録	不要
高齢者虐待防止措置未実施による減算	不要
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	不要
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	不要
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合（90%以上））	<p>●訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）</p> <p>※毎年度2回の判定が必要です。</p> <p>前期の判定期間を3月1日から8月31日、届出を9月15日まで、減算適用期間を10月1日から3月31日までとし、</p> <p>後期の判定期間を9月1日から2月末、届出を3月15日まで、減算適用期間を4月1日から9月30日までとされています。</p> <p>ただし、令和6年度については、前期の判定期間を4月1日から9月30日、届出を10月15日まで、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、</p> <p>後期の判定期間を10月1日から2末日、届出を令和7年3月15日まで、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとされています。</p>
口腔連携強化加算	<p>●口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）</p> <p>●歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類（委託契約書・覚書等）</p>
介護職員等処遇改善加算	処遇改善計画書ほか必要添付書類

第1号通所事業

LIFEへの登録	不要
職員の欠員による減算の状況	高齢介護課までご相談ください。
高齢者虐待防止措置未実施による減算	不要
業務継続計画未策定による減算	不要
若年性認知症利用者受入加算	不要
生活機能向上グループ活動加算	不要 ※同月中に利用者に対し「栄養改善加算」「口腔機能向上加算」「一体的サービス提供加算」のいずれかを算定している場合には、当該利用者については算定不可
口腔機能向上加算	●勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの) ●資格を証する書類(写)
栄養アセスメント・栄養改善体制	●勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの) ●資格を証する書類(写)
一体的サービス提供加算	不要
サービス提供体制強化加算	●サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-7) ●従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(前年度2月分。前年度実績が6ヵ月未満の場合は、前3ヵ月の勤務形態一覧表) ●有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) 加算(Ⅰ) ・介護福祉士70%以上の要件に該当する場合 ●①の書類 ・勤務10年以上の介護福祉士25%以上の要件に該当する場合 ●①及び②の書類 加算(Ⅱ) ●①の書類 加算(Ⅲ) ・介護職員40%以上に該当する場合 ●①の書類 ・勤務7年以上の者が30%以上の要件に該当する場合 ●②の書類

	<添付書類> ①介護福祉士の資格証（写） ②当該法人における在職証明書（在職期間と職務内容がわかるもの）
生活機能向上連携加算	不要
科学的介護推進体制加算	不要
介護職員等処遇改善加算	処遇改善計画書ほか必要添付書類